

東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 東近江市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東近江市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の東近江市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。